

熱海市エネルギー価格高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染拡大の影響の長期化ならびに各種エネルギー価格及び物価高騰の影響を受ける市内事業者等の皆様の負担軽減を図るために、支援金を支給します。

支援金額

法人	4万円
個人事業者	2万円

《市内外に複数の事業所(店舗)を有している場合であっても
1法人(事業者)につき1回限り》

申請受付期間

令和4年12月16日(金)～令和5年2月28日(火)

対象事業者

- ・熱海市内に本社、本店もしくは支店を有し、事業を営む法人
- ・熱海市内で事業を営む個人事業者
- ・熱海市内に住民登録があり、市外で事業を営む個人事業者
- ・熱海市内に所在地を置き、事業収入を得て活動する団体

支給要件

※全ての要件を満たす必要があります

- ・当該支援金申請時点において事業実態があり、本支援金支給後も継続して事業を行う意思がある事業者
- ・納期が到来した熱海市税を完納している(徴収猶予に係るものを除く。)
- ・暴力団又は暴力団等と関係していないこと

申請方法

- ・必要書類を揃えて 原則、郵送、もしくは専用フォームからの電子申請で提出してください。
※市役所3階産業振興室窓口でも申請可能です。

申請書入手方法・・・

熱海市ホームページよりダウンロードしていただくか、市役所3階産業振興室窓口、支所、熱海商工会議所に配架されております。

申請から交付までの流れ

①：申請書入手

熱海市ホームページから申請書をダウンロードしてください。

<https://www.city.atami.lg.jp/jigyosha/kigyoshien/1013197.html>

なお、インターネット環境がない方は、下記の場所に申請書を用意しています。

・市役所観光経済課
産業振興室(第1庁舎3階)

・南熱海支所

・泉支所

・熱海商工会議所



②：申請書の作成

必要書類等は、別紙の「申請時の必要書類」で詳しくご案内しています。

※申請書の記入は、全てペン又はボールペン(黒色)で記載してください。(こすると消えるペンでの記入不可)

③：申請書の提出

〔受付期間〕
令和4年12月16日(金)
～令和5年2月28日(火)

・原則、郵送、電子申請

〔送付先〕

〒413-8550

熱海市中央町1番1号

熱海市役所

観光経済課 産業振興室

エネルギー価格高騰対策

担当 あて

※郵送料は申請者負担で
お願いします。

※産業振興室窓口でも受
付可

④：助成金の交付

申請書類の不備等がなければ、申請書受理後、おおむね30日程度で指定の口座に助成金を振込みます。

※助成金の振込みにあたっては、市役所から申請者に振込日等の通知は特に行いません。通帳を記帳するなどして振込みをご確認ください。

電子申請をご希望される場合

※12月21日(水)22時～28時・1月13日(金)0時～5時はシステムメンテナンスのため、回答フォームへのアクセスができません。

電子申請は専用フォームの下記のURLか二次元コードからご利用ください。

法人(団体)専用フォームURL：<https://logoform.jp/f/3yKJ5>

個人事業者専用フォームURL：<https://logoform.jp/f/EWahW>



←法人(団体)専用



←個人事業者専用

【留意事項】Eメールで送付された場合は、審査いたしかねますのでご注意ください。

- ・二次元コード読み取り等ののち、メールアドレス登録をしていただくため、no-reply@logoform.jpからの自動送信メールを受信できるように設定確認おねがいます。お手続きURLの有効期限は24時間。
- ・G-mailは迷惑メールに自動振り分けされる可能性があるため、自動返信メールが届かない場合は、迷惑フォルダをご確認ください。
- ・重複申請を避けるため、同じブラウザからの複数回答不可設定となっています。
- ・添付する提出書類は、PDFデータや写真画像データなどで記載内容が確認できる状態で添付してください。※ファイル形式.heicや.heifの画像は正常ダウンロードできない場合がありますので控えてください
- ・振込口座にゆうちょ銀行をご希望の際は、電子申請がシステム上対応できておりませんので郵送にてご申請ください。

補助対象判断基準の参考について

<<対象となる場合>>

- ・確定申告書等に事業収入欄の記載がある個人事業者
- ・熱海市内に住民登録があるが、熱海市外で事業を営む個人事業者
- ・農業者や漁業者など事業所を要しない事業形態の方で、税務申告をしている個人事業者
- ・給与収入のほか、副業や兼業を行い、事業収入の申告がある個人事業者
- ・不動産収入のある個人事業者
- ・特定非営利活動法人、財団法人、社団法人等においては収益事業をしていることの証明ができる法人

<<対象とならない場合>>

- ・休業している事業者
- ・宗教上の組織若しくは団体、政治団体(公益事業を行っている場合を除く)

【お問い合わせ及び申請書送付先】

熱海市役所 観光経済課 産業振興室 〒413-8550 熱海市中央町1番1号

電話：0557-86-6203・6204 FAX：0557-86-6199

e-mail：sangyoshinko@city.atami.shizuoka.jp(お問い合わせ専用)